矢木脳神経外科病院　　医療関連感染対策に関する指針

1 医療関連感染に対する基本的な考え方

(1)　基本理念

当院における医療関連感染の防止に留意し、感染発生の際にはその原因を速やかに特定し、制圧、終息を図ることは、感染拡大を防止し、患者および職員の安全を守るうえで重要である。このため、医療関連感染防止対策を全職員が把握し、このマニュアルに則した医療を患者に提供できるように取り組み、院内感染対策を行う。

(2)　用語の定義

・ 院内感染

病院環境下で感染した全ての感染症を院内感染と言い、病院内という環境下で感染した感染症は、病院外で発症しても院内感染という。逆に病院内で発症しても、病院外で感染した感染症は院内感染ではなく、市井感染という。

・ 院内感染の対象者

院内感染の対象者対象者は、入院患者、外来患者を問わず、見舞人、訪問者医師、看護師、医療従事者、その他職員、さらには院外関連企業の職員を含む。

2 組織と体制

本院における医療関連感染防止を推進するために、以下の組織を設置する。

(1)　感染管理委員会（ICC）

① 毎月１回定例で会議を開催する（毎月第1金曜日16:30～）
② 委員会は病院長が任命した委員長および委員で組織する。
③ 委員会議事録は速やかに作成し、全職員に周知する。
④ ICT委員会からの報告を受け、必要事項に関して決定または指示を行う。
⑤ 医療関連感染発生時、当院グループ内の各施設に連絡を行う。
⑥ 医療関連感染発生時と経過・終息時、全職員に周知する。

ICCの構成　専門職代表を構成員として以下のとおり組織する。

1）院長
2）医師
3）看護部長
4）看護師長
5）総務部長
6）事務部長
7）薬剤科科長
8）検査科科長

(2)　ICT委員会

① 医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師・放射線技師・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科職員・栄養士・事務で構成する。
② 毎月1回定例で会議を開催する（毎月第4火曜日15:00～）
③ 医療関連感染に関する問題発生時、対策が必要な事項に関し、速やかに委員会を開催し対応。感染管理委員会へ報告する。
④ 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策を立案および職員へ感染対策実施の周知を行う。
⑤ 立案された改善策の実施状況をICTラウンドを通し調査を行う。
⑥ 集団感染発生の早期発見と対策の実行・評価、感染管理委員会への報告を行う。
⑦ 適宜、院内ラウンドを行いマニュアルの順守を図る。
⑧ 院内感染対策マニュアルの見直しと徹底を図る。
⑨ 感染予防の啓蒙活動を行う。
⑩ 結核・針刺し等の職業感染管理を総務と連携して行う。
⑪ 医療関連感染サーベイランスを実施し、感染対策の見直し・評価をする。
⑫ 年4回、医師・看護師・薬剤師・検査技師は感染防止対策加算1の医療機関が主催する院内感染対策のカンファレンスに参加する。

ICTの構成

1）医師
2）看護師　（外来、急性期病棟、地域包括病棟、SCU/HCU、手術室）
3）薬剤師
4）検査技師
5）放射線技師
6）ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科職員
7）栄養士
8）事務職員

(3) 感染リンクナース部会
① 外来、急性期病棟、地域包括病棟、SCU/HCU、手術室の看護師により構成される。
② 毎月1回定例で会議を開催する（毎月第4火曜日15:00～）
③ ICT委員会での決定事項を、リンクナースが中心になり各病棟で周知徹底をする。
④ 看護業務上での感染に関する問題に対する対策を立て、実施・評価を行う。
⑤ 各部署でリンクナースが見本となり、マニュアルの順守を図る。
⑥ 各部署でラウンドを行う。
⑦ 病棟で集団感染が疑われる場合はICT委員長に報告する。

リンクナースの構成
1）看護師長　外来
2）看護師　急性期病棟
3）看護師　地域包括病棟
4）看護師　SCU/HCU
5）看護師　手術室

3 医療従事者に対する研修
① 医療関連感染の基本について、就職時に研修を実施する。
② 医療関連感染に関する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識向上のために、年に2回は必ず研修（勉強会）を開催する。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
① 法令に定められた感染症届出及び院内の菌分離状況のサーベイランスを行い、必要に応じて委員長に報告、委員会での検討及び職員へのフィードバックを行う。
② 院内で対応困難な事象の場合は保健所等に速やかに報告し、相談をする。

5 院内感染症発生時の対応に関する基本方針
① 感染症患者が発生した場合は、医師又は看護師長から所定の様式で速やかに報告する。緊急を要する感染症が発生した場合は、直ちに委員長に報告し、ICTメンバーと緊急対策を講じるとともに再発防止及び対応方針を検討する。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
① 職員は患者との情報の共有に努め、患者及び家族などから本指針の閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする。
② 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

7 その他の当該病院等における院内感染対策の推進のために必要な基本方針
① 医療関連感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し・改訂を行う。

付則　平成24年12月10日　制定
平成28年 5月25日　改訂
平成28年 11月1日　改訂
平成29年 11月28日 改訂
平成30年 12月10日 改訂